

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市障害者施策推進審議会
開 催 日 時	平成25年 6月26日（水） 10時 00分から 11時 15分まで
開 催 場 所	市民会館1階 第1・2集会室
出 席 者	会長：石川 肇委員、副会長：河野和永委員、 委員：井上のり子委員、岸本和子委員、小林清香委員、関容子委員、 徳村初美委員、長尾祥司委員、林 宏樹委員、松浦武夫委員、 松原俊江委員、路川喜一委員、村山育代委員、山本周子委員
欠 席 者	辻尾壽市委員、松田伸一委員
案 件 名	1. 会長、副会長の選任について 2. 枚方市障害者計画（第3次）の平成24年度進捗状況について 3. 平成25年度の障害福祉予算について 4. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市障害者計画（第3次）の平成24年度進捗状況一 覧 資料2 平成25年度予算（障害福祉室関連分）比較表
決 定 事 項	1. 会長、副会長を選任した。 2. 障害者施策推進審議会の公開・非公開の取り扱いや会議録の 作成方法について決定した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公開
傍 聴 者 の 数	1人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	福祉部 障害福祉室

## 審 議 内 容

### 1 開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今から第1回「枚方市障害者施策推進審議会」を開催します。のちほど、皆さま方に会長・副会長の選任をお願いしますが、それまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

本審議会は、従前は、枚方市障害者施策推進協議会設置要綱に基づき、「枚方市障害者施策推進協議会」として設置していましたが、今般、要綱設置の委員会委員等に対する報酬の支払いが適切でないとの意見を踏まえ、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、条例設置による審議会とさせていただきました。

今回、「枚方市障害者施策推進審議会」として組織を改め、初めての開催となります。

本審議会の担当事務は、(1)本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。(2)本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。(3)本市の障害者計画に関し、市長に意見を述べること。(4)本市の障害福祉計画に関し、市長に意見を述べること。とされております。本日は障害者計画の進捗状況について事務局から報告をさせていただきます。

続きまして、案件に入る前に事務局から報告をさせていただきます。

委員の変更がございましたのでご紹介します。枚方保健所の大西 豊委員に代わりまして、路川 喜一委員でございます。よろしくお願いいたします。

路川委員： よろしく申し上げます。

事務局： それでは事務局を代表いたしまして、福祉部長からごあいさつ申し上げます。

部 長： 皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また本日本大変お足下のお悪い中、今回、障害者施策推進審議会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、先ほど課長から申し上げましたように、条例に基づく市長の附属機関として初めての、いわゆる審議会の1回目の開催となります。皆様既にご承知のように、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されまして、障害者の定義につきましても、難病患者の方々が対象となったということで、本市におきます移動支援事業、また日中一時支援事業につきましても、その対象者として加えさせていただいているところです。また、この支援法につきましては、本年度、来年度の、2年続いての改正ということになりますので、その間、障害者の程度区分が支援区分というものに変更されるなど、さまざまな制度の変更等が予定されておりますので、今後とも皆様方におかれましては、何かとお願いする、またご協力をいただくこともあるかと思いますが、その節には、よろしくお願いいたします。

本日は、平成24年に策定した障害者計画(第3次)の、平成24年度の進捗状況について報告をさせていただきますとともに、平成25年度におきます障害福祉室

の予算につきまして、その概要を合わせてご説明させていただきたいと思っております。委員の皆様には、本市の障害者施策の推進に当たりまして、それぞれのご専門分野から、本日も忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、よりよい施策の推進につながっていきたくと考えておりますので、そのことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

事務局： 部長は公務が重なっておりますので、ここで失礼させていただきます。

(部長退席)

次に、事務局の体制が一部変わりましたので、ご紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

続きまして、委員の出席状況を報告させていただきます。

本審議会は条例第7条第2項の規定により、「審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。」と定められています。

本審議会委員16名中、本日出席は13名です。したがって、本日の審議会が成立していることを報告させていただきます。交通機関等の理由により、まだ来られていない委員もいらっしゃいますが、よろしくお願いいたします。

また、本日の審議会は、11時30分をめぐり終了予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、次に、資料1、枚方市障害者計画（第3次）の進捗状況一覧、資料2、平成25年度予算（障害福祉室関連分）比較表。以上です。

資料に過不足ございませんでしょうか。

(なし)

事務局： それでは、次第に従い、本日の案件をご説明いたします。案件1、「会長、副会長の選任について」、案件2、「枚方市障害者計画（第3次）の平成24年度進捗状況について」、案件3、「平成25年度の障害福祉予算について」、案件4「その他」となっています。以上4件です。

## 2 議題

事務局： それでは、本日の案件1「会長、副会長の選任について」を議題とします。

条例では、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。」としております。選任方法について、いかがいたしましょうか。

A委員： 事務局から案があれば、ご提示をお願いします。

事務局： ただいま、事務局の方からということでご意見ありましたが、事務局が案を提示させていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： よろしいですか。それでは、事務局案として、会長には石川 肇委員、副会長には松田 伸一委員と河野 和永委員にご就任いただきたいと思います。いかがで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： それでは、本審議会の会長に石川委員、副会長に松田委員と河野委員にご就任いただくことになりました。よろしく申し上げます。

恐れ入りますが、会長は前の席にお移りください。

ここで、会長・副会長を代表して、石川会長にごあいさつをいただきます。お願いします。

会 長： おはようございます。会長に選任されました、四條畷学園短期大学の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

障害者計画につきましては、昨年度、この委員会で十分検討して作成した計画でございます。その進捗状況について、今年度どのようになっているかということ、この場で検討するということになっていると思います。

いわゆる障害の定義ということからいきますと、環境要因が本人の生活にとって阻害する状況であれば、それは合理的な配慮に欠けている状況であるというふうに問われることができるのではないかと。その合理的な配慮をしていく中身として、この計画が作成されているという経過がございますので、どのような状況になっているかということをごきちんとこの審議会で確認して、今後の枚方市の障害福祉計画のよりよい中身にしていきたいと思ひます。皆様のご意見を問われております。よろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。以後の進行は、会長にお願いします。

会 長： それでは、まず、事務局より、この会議の公開・非公開の取り扱いについて、そして会議録の作成方法、あるいはその取扱いなどについて説明をお願いします。

事務局： この会議は、「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」第3条に基づいて、協議会であった時から原則公開としています。

しかし、公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないなどの理由があれば、非公開とすることもできるとされています。つきましては、会議の冒頭で、案件により公開・非公開を決定していただければと考えています。

また、会議録の取り扱いについてですが、現在、発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページ等でも公開しています。

発言した者の表記につきましては、会長、委員、事務局としています。

なお、委員の表記については、市民からの要望もあり、氏名の特定はしませんが、最初に発言された方からA委員、B委員、C委員というように委員の前にアルファベット表記をつけています。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくることとなります。

今後も従来どおりの取り扱いとすることでよろしいでしょうか。

会 長： ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありませんか。  
(「なし」の声あり)

会 長： 特にないようですので、事務局の提案どおり、会議は原則通り公開とし、会議録の取り扱いについては事務局の提案通りということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、皆さまの賛同が得られましたので、事務局提案が了承されたということにします。

それでは、本日、傍聴希望の方がいらっしゃっているように聞いています。傍聴につきまして皆さんに諮りたいと思いますが、許可してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： 異議なしということですので、傍聴を許可しますので、お入りいただきたいと思  
います。

#### <傍聴者入場>

会 長： それでは、案件2について事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、案件2、「枚方市障害者計画（第3次）の平成24年度進捗状況について」、ご説明します。

まず、この計画の概要について、ご説明します。

平成24年3月に策定した「枚方市障害者計画（第3次）」は、障害者の自立と社会参加の促進に向けた、今後10年間、平成24年度から33年度までの枚方市の方向性を示すものであり、障害福祉サービスだけでなく、障害に対する理解促進や啓発活動、誰もが住みやすい安心・安全のまちづくり、就労支援および相談窓口の充実など、共生社会の実現に向けた多方面にわたる内容の計画となっています。

施策の基本目標は6つあり、第1節、市民啓発及び地域との交流の推進。第2節、障害者が安心できるまちづくり。第3節、障害児施策の充実。第4節、生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供。第5節、社会参加の促進と就労支援の充実。第6節、身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供、としています。

施策の基本目標には、2つから3つの基本方向を定めており、さらに、基本方向には、1つから4つの施策を定めています。

資料1の平成24年度進捗状況一覧は、施策の基本的な方向と取り組みに基づく、具体的な施策の取り組みにおける平成24年度の実績をまとめたものです。

施策の取り組みは、79事業を数え、それぞれ目標を達成できたかどうかについては、「◎、事業完了、目標達成」、「○、達成に向けて進行継続中」、「△、課題が多く、遅れあり」、「▲、実現困難」、「×、事業未着手」の5段階で評価しています。

本日、限られた時間内で79の施策すべての実績を報告することができかねますので、6つの施策の基本目標から特徴的な施策を2つ程度、ご報告したいと思います。

なお、ページ数につきましては、A4版資料のページ数となります。ルビ版、点字版とはページが異なりますので、あらかじめお許しください。

それでは 第1節、市民啓発及び地域との交流の推進から、「職員研修の実施」と「イベントの開催」についてご報告します。2ページをご覧ください。

職員研修の実施ですが、人事課では、新入職員において、視覚・聴覚・肢体の障害への理解を深める研修を実施し、43人が参加しました。また、異業種体験研修として入職5年目の職員20人が、障害者関係施設で実習を行いました。

次に、4ページをご覧ください。イベントの開催ですが、障害福祉室では、障害のある人が地域で生き生きと活動できる社会の実現を目指すイベント「ほっこりひらかた2012 創ろう居場所・育てよういい場所」を平成24年11月25日に、ラポールひらかたにて開催しました。

次に、第2節 障害者が安心できるまちづくり から 「公共施設の整備・改善」と「駅及び周辺のバリアフリー化」について報告します。6ページをご覧ください。

公共施設の整備・改善では、施設整備室が、伊加賀スポーツセンター体育館、サプリ村野の改修工事に伴い、エレベータ、車椅子が入れるスペース、オストメイトや手すりを備えた多目的トイレ、スロープなどを整備しました。

また、多目的トイレは、楠葉、さだ の生涯学習市民センター及び図書館、田口山小学校、殿山第一小学校、楠葉西中学校で整備され、渚市民体育館トイレにはオストメイトが設置されました。

続きまして7ページをご覧ください。土木総務課からの駅及び周辺のバリアフリー化では、JR長尾駅の駅舎の橋上化に伴うバリアフリー化が完了し、交野線の村野駅では、平成25年度、26年度の2カ年にわたり、バリアフリー化を行うと報告を受けています。

次に、第3節 障害児施策の充実からは、「療育の充実」と「通学支援の充実」について報告します。どちらも障害福祉室が所管課です。

15ページをご覧ください。療育の充実では、平成24年度は、幼児療育園において51人が医療型児童発達支援を、すぎの木園において、43人が児童発達支援を利用しています。また、平成24年度から、これまで大阪府が行ってきた発達障がい療育等支援事業を市が引き継ぎ、自閉症療育支援センター Link（リンク）に委託し、35人が児童発達支援を利用しています。

次に、17ページ、通学支援の充実については、平成24年10月より、ひとりでの通学が困難で、就労や病気療養など、やむを得ない理由により保護者が一定期間、通学に付き添うことができない障害のある児童、生徒を対象に、障害児通学支援事業を創設し、運用しています。平成24年度の支給決定者は32人でした。

続きまして、第4節 生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供から「グループホーム・ケアホーム」、「移動支援」、「手話講習会・要約筆記講習会・点字講習会・音訳講習会の実施」について報告します。3つとも、障害福祉室が所管課となります。

20ページをご覧ください。「グループホーム・ケアホーム」についてですが、共同生活介護・共同生活援助運営補助金を交付することにより、運営の安定化を図り、障害福祉サービスの提供体制の確保を図りました。

続きまして、「移動支援」では、障害者自立支援法の改正内容を受け、移動支援

対象者に発達障害者、発達障害児を追加しました。また、移動支援における宿泊利用を可能とし、移動支援事業の利用拡大を行いました。支給決定者は1,876人でした。さらに、ガイドヘルパー養成研修は2回実施し、修了証を84人に発行しました。

22ページをご覧ください。手話講習会ですが、入門コースは22回実施し、修了者は39人、基礎コースは23回実施し、修了者は27人でした。

手話ステップアップ講座は、応用コースは20回実施し、修了者は17人、通訳コースは20回実施し、修了者は10人でした。要約筆記講習会は、応募者少数のため、実施しませんでした。点訳講習会は10回実施し、修了者は15人、音訳講習会は9回実施し、修了者は18人でした。

続きまして、第5節 社会参加の促進と就労支援の充実からは、「障害者合同就職面接会」と「職場体験機会の提供」、「日中活動系サービス」について報告します。どちらも障害福祉室が所管課です。

27ページをご覧ください。平成25年2月22日に、第9回障害者合同就職面接会を実施しました。91名の参加があり、就職者は4名でした。

企業開拓については、ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターが軸となって、障害者を雇用していない企業だけでなく、すでに雇用している企業に対しても、さらなる求人を依頼するなど、随時、実施しています。

次に職場体験機会の提供ですが、枚方市役所での庁舎内実習では、13の部署で15人の実習を実施しました。

一般企業などにおいても、ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターが軸となって、実習の受け入れを呼び掛けており、職業体験機会の拡大に努めています。

続きまして30ページをご覧ください。日中活動系サービスでは、「障害者日中活動系サービス新規利用加算補助金」を平成24年度に創設し、日中活動系サービスの事業所を開設、または、定員の増加を行い、新規の障害福祉サービスを受け入れた事業者に対し、補助金を交付しました。

最後に、第6節 身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供から「虐待への対応」について報告します。障害福祉室が所管課です。

36ページをご覧ください。平成24年度の通報件数は9件で、うち、対応件数は4件でした。障害者虐待防止センターは、電話受付を転送電話により24時間対応とし、迅速かつ適切な対応に努めました。また、早期発見の観点から、市内6カ所の障害者相談支援センターにも受付の協力をお願いしました。緊急時の避難場所として、6カ所の施設と契約を結びました。関係機関との協力体制と虐待事案に関する情報の共有化を図るため、関係機関会議を昨年11月に開催しました。

啓発活動としまして、広報ひらかた及び枚方市ホームページに、障害者虐待防止センター設置のお知らせを掲載するとともに、生涯学習市民センターなどの関係施設に、パンフレットを設置し、市民への周知に努めました。

以上で、資料1の説明を終わらせていただきます。関係各課においては、平成25年度も引き続き、取り組みを推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

会 長： ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見はございますか。どなたでも。どうぞ。

B委員： 情報提供で生涯学習市民センターなど各施設にパンフレットやそういうものを置かれると言っていますが、いつもそこには点字版がありません。なかなか情報が入りにくいので、そういうものを置かれるときには、せつかく点訳講習会をされているのだから、点訳なり音訳なりのものを置いてもらいたいと思います。

事務局： 委員ご指摘のとおり、確かに、点訳や音訳のパンフレット等が少ないと感じています。障害福祉室についてもそうです。今後、障害福祉室のみならず、庁内各課に向けて、このような配慮が必要ではないかということについて、周知を徹底していきたいと思っています。

会 長： これからの取り組み、よろしくお願いいたします。ほかにご意見、いかがでしょうか。

C委員： 2つあります。まず1点目は、6ページの福祉のまちづくりのところ。バリアフリー化していただいてありがとうございます。しかし、聴覚障害者に対しての情報保障として、テロップ、電光掲示板などがまだまだあまり見当たらないと思います。これから増やしていくなど、何か意見があればお願いします。

2点目は、20ページの移動支援についてです。ガイドヘルパーの養成は、80人を修了したとなっておりますが、ガイドヘルパーの中で、聴覚障害とか、知的障害、精神、視覚障害など、そのような方に対するコミュニケーションが、例えば手話でできるなど、普通のガイドの勉強だけではなくて、手話の勉強を取り入れる取り組みは現在ないと思います。今後、そういう方のためにも、ガイドだけではなくて手話の勉強も取り入れていただくように考えていただきたいと思っています。

会 長： 情報提供に視覚的な情報提供手段が少ないのではないかとご指摘と、ガイドヘルパーに手話通訳ができる方を養成できるようなシステムは取れないかというご質問だと思います。事務局、いかがですか。

事務局： まず、第1点目のご質問ですが、先ほどB委員からもそのような趣旨のご質問がありましたが、今般、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案等が6月19日参議院で可決、26日公布となりましたので、今後、庁内関係課も含めて、このような形で地方公共団体においては合理的配慮をしなければならないことを周知に努めていきたいと思っています。

あと2点目のご質問ですが、なかなかガイドヘルパーの方の養成研修においては、手話の勉強もというご要望であったかと思いますが、手話は手話で、それぞれのレベルに応じた教室を開講させていただいていますので、その中の一部の授業で、例えば、1時間増えたところでどの程度効果があるかということも見きわめながら、今後検討していきたいと考えています。

会 長： 今、事務局がおっしゃった合理的配慮という部分ですが、「設置者の過大な負担

にならない限り」という一文がありますので、当然、枚方市としてはそのようなことではないと思いますが、「設置が困難だという理由で合理的な配慮をしなかった」というようなことのないような施策を進めていただきたいと思います。

ほかにご意見はありませんか。

D委員：今の審議会では、教育相談課や子育て支援室の職員は出席していないのですか。そのあたりの質問をいくつかしたいと思います。このような場に出席していただき、聞いてほしいなということを思います。

まず、1ページの人権尊重のまちづくり、ですが、山田中学校においてそういうふうな取り組みをされたということなんですが。山田中学校の近くで、本当にいろいろトラブルがありました。実際、障害を持つ方と中学生の方を巡ったトラブルがありました。そういうことで山田中学が選ばれたのかなと思います。

その内容を見ると、形に定まってる分だけかなという感じがしないでもありません。こういうことをやっているということを、私たち同じ地域ですが、知りませんでした。そういう取り組みの中で、例えば、何年か前までは、体験学習に中学生が来られていましたが、最近は、遠くの学校からは来られるのに、山田中学校からは来られません。うちの障害持っている方が中学生にいろいろ、いじめとまではいきませんがからかわれたりしたことも何回かあって、中学校にお話に行ったことも何度かありました。

人権教育を一生懸命やってらっしゃるというのは評価するのですが、やはり地域とどう密着してやられるかについては、交流が必要ではないかと一つは思いました。

それからもう一つが、13ページの保健センターとのかかわりについて聞きます。早期対応の充実ということで、親子教室を開催されていますが、私が聞くところによると、親子教室は定員いっぱい受け入れてもらえないとか、回数も非常に少ないということです。そこでの早期発見はすごく大事なことなので、そこでの対応をもっとできるように、もっともっと受け入れを増やしてほしいとか、充実してほしいなどの声を聞いています。

進めているとは書いていますが、その辺が実際はどうかかなと。週に1回親子で通室するというふうになってはいますが、もっと必要な部分で、早期発見、小さいときの病気ってすごく大事だと思うので、その辺のことが必要ではないかと思えます。

あと、15ページの幼児療育園の移転、すぎの木園のリニューアル化ですが、これに伴って、定員増は考えていらっしゃいますか。すぎの木園は、今年待機者がなくなったというふうにおっしゃっていましたが、実際、療育が必要な方が一般の保育所に入っておられて、来年小学校に行くのに、2歳児のクラスの中で保育するような状況が生まれていると聞きます。お母さんがどこまで要望をされてるかというのものもあるのですが、実際そういうことがあるという中で、やっぱりさっきの親子教室と一緒に、小さいときに、本当にお母さんがまだ障害を十分認知できない

ときの、そのフォローというのがすごく大事だと思います。

今後枚方市の人口からいえば、もっとすぎの木園の定員を増やす必要があるのと違うかなということで、リニューアルされるということなので期待を持ってるんですけども、その辺がどうなっているのかなということをお聞きしたいと思いました。

たくさん言っていていいですか。

会 長： どうぞ。

D委員： 次に 17 ページの、障害のある方の教育の充実ということですが、その中にどれだけの障害児の学級があって、どれだけの子どもさんがいらっしゃるのかなというのも、資料としてぜひ欲しいなと思います。最近、学級に入られる子どもさんも非常に増えている中で、実態がどうなのかというのを知りたいと思います。

その次の 18 ページですが、進路指導の充実ということで、教育相談課で出されていますが、お母さんたちの中で、枚方に支援学校が建つことになったけれども、その辺の情報については、一切入ってこないとか、どういうふうになっているのかとか、学級の状態についてもいろいろ聞きたいというふうなお声を、よく聞かせてもらいます。

本当に進路指導をされるなら、通園施設に行っておられる方は、まだ情報提供はあるようですけど、個別でそれぞれの学校に行ってもらっしゃる方に対しても、いろんな情報がしっかり伝わるようなシステムができているのか、ということが非常に気になるところです。以上です。

会 長： 事務局として、所管課でないところのご意見がたくさんあったので、お答えにくいところもあると思うのですが、最初は要望でよろしいでしょうか。

2 点目の、早期発見ではなく早期療育ですね。委員のおっしゃっておられるのは、早期療育の充実についての取り組みがどういうふうになっているのかというご質問だろうと思います。

それから、すぎの木園の定員増については、どのようにお考えか。就学の部分については、事務局でわかる範囲でお伝えしていただければと思います。

事務局： いただきましたご意見で、「同じ中学校区でありながら」というご意見がありましたということについては、お伝えさせていただきたいと思います。

あと、13 ページの、いわゆる早期療育の件ですが、これについても所管課ではありませんので、ご意見があったということをお伝えさせていただきたいと思っています。

あと、すぎの木園と、幼児療育園の定員増についての考え方ですが、これについては、所管課に聞かせていただいた後、通常であれば次回の審議会の場で回答する形になりますが、任期の関係もございまして、今回が最終という形になっています。そのため、これにつきましてはまた全委員の方に議事録送付の際、聞かせていただいた内容を送付させていただきたいと思いますので、ご了承のほど、よろしく願いしたいと思います。

あと支援学級の数は5月1日基準で、学務課が出しているのので、その資料についても公表できるかと思います。確認を取らせていただいた後に、先ほどと同様、議事録の送付の際に、何か資料という形で送付させていただきたいと思います。

次に、支援学校は大阪府の教育委員会所管の学校となります。一義的に児童、保護者の希望を聞いて、教育相談を受けることになると思いますが、特別支援学校が今後どのようなスキームを持っていくのか、そういうなところはわかりかねる部分がありますので、これも、もしわかるようでしたら、またお伝えさせていただきたいと思います。今のところ、枚方市では把握できていない状況です。

会 長： D委員、よろしいでしょうか。ちょっとお答えにくいご質問ばかりなので。

D委員： そうですね。だからこういう場に、担当課の職員が出席しないというのは、だめじゃないのかなと強く思います。

会 長： たぶん、支援学校に関しては、私は個人的にですけれども、支援学校よりも地域の小中学校、高校でクラスを充実していくというほうが、よりインクルージョンに近づくのではないかと思います。これは府の行政のほうですので、どうこう言う立場ではないかもしれませんが、そう思います。

ほかにいかがでございましょうか。A委員どうぞ。

A委員： 3つほどお伺いします。

今言われたように、やっぱり中学校で起きたそういうふうな問題というのは、単に問題提起だけではなくて、実際どうやって地域の中でやっていくかということも、今のインクルージョンの問題と、相当かぶさってくる分だと思しますので、具体的にまた、障害福祉のほうでも対応を検討していただければなと思います。

私のほうから、広報の仕方についてお尋ねします。広報ひらかたで、たぶん同様な情報を出していると思うのですが。障害者のさまざまな制度に関する広報を、それが、多分「福祉のてびき」に関してになるかと思えます。いろいろ障害福祉室でも配布の方法を考えておられるとは思いますが、現在どういう配布の仕方をされて、具体的にどれだけの方の手元に、届いてるのかなというのを聞かせてもらえればなということをおもいます。

それと2点目が災害時を想定した避難方法等の確立の中に、「福祉避難所を選定した」というふうに書いてあります。このことを、障害当事者、家族、地域に、どのように今後、広報して、具体的に福祉避難所に行けば、どういうふうな形になるかということをお想定されてるのか。また、具体的な計画があるのかないかもまた含めて、ちょっと概要を教えてくださいなと思います。よろしくお願ひします。

事務局： 「福祉のてびき」については、委員ご指摘のとおり、従来は、対象の方に全戸、郵送で配布をしていた経緯があります。

平成18年ぐらいからは、広報等に「この間改定をしました」という形で、ご希望の方があれば郵送をさせていただくと。また、障害福祉サービス事業所にお配りさせていただいて、それをご希望の方にお渡しくださいといった形の配布方法に変更となっております。

今回、いわゆる情報がいきわたっていないのではないか、合わせて制度改革が度重なっていたということで、全戸配布にすべきではないかのご意見をいただいていますので、それについては、今後、庁内を含めて検討させていただきたいと思います。

また、「福祉のてびき」は2年ごとの改正を予定しています。今現在の分が、平成24年6月発行なので、平成26年度に大きく変更されます。障害者総合支援法が成立されましたので、その法律の中身を見きわめた上で、平成26年の6月、7月ごろに発行したいと思っておりますので、全戸配布の方向につきましては、御意見があったということ踏まえて、庁内協議に諮りたいと考えております。

続きまして、福祉避難所の件ですが、この間、福祉避難所につきましては、ラポールひらかたが6月1日付で福祉避難所の位置づけという形で指定されました。これについては、広報6月号で記事が掲載され、議会等にも報告しています。

ただ、その福祉避難所への避難のあり方については、要は一次避難所から、福祉避難所に行かれるという形になると思いますので、その方法論については、まだ少し詰めるべきところがあるかと思えます。今のところ、福祉避難所の利用は難しい状況となっております。

会 長： 福祉避難所の場合、東北大震災で問題となったのは、発達障害の方が、集団の中に避難せざるを得ない状況の中で、非常に混乱し、パニックを起こしたりしていたということがあったと聞いています。枚方の場合に、やっぱり福祉避難所設置運営に関しましても、発達障害という部分をきちんと踏まえた対応をしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

B委員： 福祉避難所の話ですが、私たち視覚障害者も一般の人たちと一緒に、生活するということは、すごく困難だと思うんですね。食料を取りに行くにしても、何をしても、すごく移動が大変なので。その点も踏まえて、今後考えてほしいと思います。

それと、前からも言ってるんですが、障害者の防災マニュアルというのができてないように思うのです。そういうものを製作していただけないかなと思っています。どうでしょうか。

会 長： 障害の方が福祉だからって一括にするなどというご意見だと思うのですが、それは当然のことだと思います。障害者に対する防災マニュアルにつきましては、どういう状況になっていますか。

事務局： ご意見ありましたお話ですが、東日本大震災のときも、発達障害の方、それから視覚障害の方、聴覚障害の方に対して、支援のあり方という形での、厚生労働省からのパンフレット等についてはありますので、それにつきましては、危機管理室には伝達しているところです。

あと防災マニュアルの関係ですが、どの程度障害の方向けに進んでいるのかについては、今のところ、申しわけない、事務局としては把握しておりませんので、どのようなもの、いわゆる障害種別ごとでなくて、障害者向けという形のお話ですか。

B委員： そうです。他市では作っているところもあります。ちょっと考えてもらいたいなと。

会 長： 障害全般に関するものですか。

B委員： そうです。何もわからない状況なので。そういうのが一つあれば。

会 長： 防災に関する情報提供をしてほしいというご要望だと思うのですが。

事務局： 障害福祉室を通じまして、危機管理室にご要望があったと伝えさせていただきたいと思います。他市事例も参考にさせていただきたいと思いますので、その点で、ご了承よろしく申し上げます。

会 長： ほかにご意見はいかがでしょうか。

E委員： 先ほど、D委員がおっしゃったように、こういう計画の進捗報告には、関係課に出席していただいて、やりとりさせてほしいなというのも強く思うところです。

特に、教育とは、今後どう生活するのかの入り口だと思うのでね。そういう点では、努力されて、どんな生活をしていくかということを示せるかどうか。例えば、少し前に事業所連絡会で研修をしたときに、利用できれば必要な地域の方の仕事をされています。しかし、警戒する声があることによって、地域に行きにくいという話がありました。先ほど会長がおっしゃったように、6月に差別解消法が成立して、障害を理由にそういったことができないということに今後なっていくと思うので、そういう法律改正を受けて、こういった中身のことを見直していくことは大事なことです。

地域へ行きたいけど、行けないので考えるだとか、そういった障害、先ほど支援学校で聞いた話がありましたけれど、障害があるからこっちに行かなくてはではなくて、どういった形で行くかということはどう示せるかというやりとりを関係所管課とさせていただきたいなど、非常に強く思います。

それと、私どもでは、まちづくりの関係で、ずっと基本構想の策定委員会があって、それが一定の方針が出たということで、違う形になっているのですが、バリアフリーのチェック行動をやってきたと思うのです。その辺の取り組みは今後どうされていくんでしょう。よく橋上化の問題とかいろいろ、順次していかれると思うのですが、なかなかそういう公募とか協働の取り組みが減っていると思うので、少しそういう取り組みをしていただきたいなと思います。

私、策定委員会でよくそういう改装したところのチェック行動を出したいんですよ。結局、そういった委員会は継続されていくことは言われてはったんですけど、最近途切れているので、残していかなあかんと思いますけども。

会 長： それについて、事務局、何か。

事務局： 今、E委員がおっしゃっておられたのは、たぶん、土木総務課でやっていた、国交省関係の分で、バリアフリー策定委員会を作っておられて、当事者の方も入っていただいてチェックなり、こういうふうがいいんじゃないかと、私どもにお話はしていただいておりました。それが、一定の期間が終わって、バリアフリー化が終わったという形で、策定委員会のほうは解散したと聞いているんですけども。今後につきましてはどのような形になるのか、こちらから、土木総務課に確認させていただきたいと思っております。

会 長： よろしいでしょうか。ほかに、いかがでございましょうか。

もうそろそろ意見も出たようでございますので、一応進捗状況について説明を受けて、質疑をして、その質疑の内容について、まだ事務局として十分に説明していない部分については、確認の上、委員に情報提供をしてくださるということでいただきましたので、それでよろしいでございましょうか。

では、次の案件に移りたいと思います。

平成 25 年度福祉予算につきまして、事務局のほうから御説明していただきたいと思えます。

事務局： それでは、案件 3、平成 25 年度の予算についてご説明いたします。

お手元の資料 2、平成 25 年度予算（障害福祉室関連分）比較表をごらんください。資料の構成としまして、縦の項目に、障害福祉室における各事業名がありまして、横の項目には左から、平成 24 年度の当初予算額、それから補正後の予算額、決算額、そして平成 25 年度の当初予算額、その横に B 引く A としまして、平成 25 年度と平成 24 年度の当初予算額の増減額を記載しております。

裏面の比較表の最下段には、障害福祉室予算の合計が記載してありまして、平成 25 年度当初予算は、約 69 億 6,524 万 7,000 円。対前年度当初予算比で、約 8 億 9,700 万円の増額。率にして、14.8%の増となっております。

それでは各事業について、特徴的なところを何点か費目ごとにピックアップして説明していきます。

表面のほうに戻りまして、上から 2 つ目の費目、社会福祉費・障害者福祉総務費として、1 番の人件費から 26 番の事務経費までありますが、中ほどの 17 番、障害者虐待防止対策支援事業経費をごらんください。昨年度は 9 月の補正予算を計上していましたが、平成 25 年度は当初予算で 125 万円計上しております。

これは平成 24 年 10 月 1 日より、障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、市の責務として虐待通報に対応するための対策を講じるため、障害福祉室内に障害者虐待防止センターを設置いたしました。その関係費として虐待を受けた障害者の緊急避難用の、居室の確保の委託料、及び交通費のほか、虐待に対する相談通報の専用電話の維持費用となっております。

続きまして、3 つ下の 20 番、身体障害者手帳診断料扶助費をごらんください。この扶助費は身体障害者手帳申請時に必要な、主治医の診断書について、その診断料を公費助成しているものです。平成 24 年 10 月 1 日より助成対象者を非課税世帯とする見直しを行ったことから、助成対象者が従来より 3 割ぐらいに減少するため、予算を縮小しております。障害者福祉総務費は以上です。

次に、障害者自立支援費に移ります。障害者自立支援費が表面の下のほうに、1. 居宅介護、訪問ヘルプサービス事業経費から、裏面の中ほどの 28. 同行援護事業経費までありますが、この費目に関しましては、主に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの各給付事業の予算計上がされてありまして、昨年度に比べて大幅な増額となっております。要因の一つに、障害福祉サービスの事業者報酬が、平成

24年4月に改定されたことが挙げられます。昨年、平成24年度は、予算編成時に報酬改定内容の反映が間に合いませんでしたので、多くの給付事業で増額の補正予算を組むことになりました。全体的に増額となっておりますが、特に1. 居宅介護事業、9. 重度訪問介護事業、生活介護事業など、増減理由の欄に※がついているものが増えております。

また、同事業では、支給決定者数の増加で利用が増えたことによる増額分も含まれています。

同じく、障害福祉サービスの同行援護事業がありますけれども、裏面28番、同行援護事業経費をごらんください。平成23年10月より、地域生活支援事業の移動支援事業を利用していた視覚障害者の方が、同行援護サービスに切りかわることになりましたが、その移行が平成24年度をもって完了をしております。よって、同行援護事業の予算も増額となっております。

続きまして同行援護事業の4行上、25の自立支援医療（更生医療・育成医療）費をごらんください。平成25年度は予算4億4,943万1,000円となり、約9,000万円の増額となっておりますが、増額分のうち、約7,700万円は厚生医療費・給付費の増額によるものです。残りの1,300万円は、育成医療給付の関係費用です。更生医療給付金の増額は、申請者が増えていることによるものです。育成費用につきましては、第2次一括法の施行によりまして、大阪府から権限委譲をされましたので、平成25年度からの新たな事業となっております。育成医療は、身体上の障害を有する、または肢体不自由等による疾患を有しており、放置しておく将来障害を残すと認められる18歳未満の児童が、指定の医療機関において受ける治療について、医療費を給付するものです。

次に、裏面中ほどの社会福祉費・障害者地域生活支援費の費目に移ります。その場所の7. 移動支援（ガイドヘルプ）事業経費をごらんください。昨年10月から始まり、一人で通学するのが困難な障害児に対するガイドヘルプ事業ですが、今年は1年後の予算計上となっているため、事業としましては増額となるところですが、視覚障害者への同行援護事業への移行による減額分のほうが多いため、結果、1,200万円の減額となっております。

続きまして、地域生活支援事業の一番下、13. 障害福祉関係研修・啓発事業をごらんください。平成25年度から予算を55万円計上していますが、これは障害者総合支援法の施行に伴い、市町村が行う必須事業といたしまして位置づけられましたので実施するものです。内容は障害者に対する理解を深めるための啓発としまして、講演会の実施や障害者施設の授産品の販売促進の対応、カタログ作成などを予定しております。

次に費目として最後の、児童福祉費・児童福祉総務費に移ります。3. 障害児通所支援事業経費をごらんください。児童福祉法の改正により支援内容が改変され、平成24年度から通所の給付事業については、市町村で実施することになりました。事業費が増えている主な要因は、放課後等デイサービスの利用者が増えたことで

す。通学する障害児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供する事業ですが、実施する事業所が6事業者参入し増えたことによりますので、その利便性も高まったことから利用者が増えていると考えられます。

最後に、比較表には記載しておりませんが、難病患者等にかかる予算について説明いたします。平成25年4月施行の障害者総合支援法では、新たに難病患者等のサービスの際、難病患者等がサービスの対象者に加わりましたので、一部の事業において、その分の増額を見込んでおります。障害者自立支援費が24.補装具給付費の事業経費、それから障害者地域生活支援費の6.日常生活用具給付事業について、それぞれ20万円ずつ増額を見込んでいます。また、日常生活用具給付事業については、難病患者に対する給付品目の追加に合わせて、既存の給付金額と給付限度額の見直しも行いました。

説明は以上です。

会 長： ただいまの予算説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

C委員： 社会福祉費・障害者生活支援費の中の5番目のコミュニケーション支援事業の中心について伺います。これは、ことしの4月からコミュニケーション支援が意思疎通支援事業に変わりました。それに伴って手話通訳派遣の条件が幅広くなりました。例えば、今までは、教育とか医療とか、生活にかかわる範囲しか通訳は派遣できなかったのですが、趣味、運動、勉強とか、いろいろな場合に派遣できるように範囲が広がったということになっています。その中で、予算が減るということは疑問に思っています。なぜなのかなと思っています。それが1つです。

2つ目は、児童福祉総務費の中の3番、通所支援事業の放課後デイサービス事業です。利用は増えているとなっていますが、聴覚障害者の子どものデイサービスも考えに含まれているのか。その聴覚障害者も対象になっているのでしょうか。

その2つをお聞きしたいと思います。

会 長： 最後のご質問ですが、放課後デイサービスにつきましては、児童福祉法に基づくサービスですから、全ての障害者が対象になるので聴覚障害者も視覚障害者も入ります。入らなきゃいけない仕組みだと思えます。

最初のご質問が、コミュニケーション支援事業費の減額についてのご説明をしていただきたいんですが。お願いします。

事務局： コミュニケーション支援事業費経費の中には、手話通訳者の派遣の事業についての費用、例えば手話通訳者の研修費用や要約筆記の派遣事業等についての経費も含めさせていただいております。

派遣事業につきましては増額となっていますが、その他の要約筆記の部分であったり、手話通訳者の研修費等が少し前年度と比べて金額が変わりましたので、トータルのコミュニケーション支援事業経費という枠で言うと、このような形の減額となっています。

会 長： 派遣費用は増額されているということですので、よろしいでしょうか。

C委員： わかりました。コミュニケーション支援事業経費というのは、意思疎通という名前に変わっています。コミュニケーション支援事業とそのままになっていますが、そういうのはどういうことでしょうか。

事務局： 先ほど、報酬改定でも言いましたが、国でコミュニケーション支援事業が意思疎通支援事業に変わるとなったのが、ことしの2月25日の全国主管課長会議において、地域生活支援事業の要綱名が示されましたので、予算策定時には従来の名称を使わせていただいたということになります。

C委員： ということは、来年からは、意思疎通に変わるということですか。

事務局： 実施要綱と名前を必ず一致させないといけないという決まりはないんですが、要綱に準じてやっておりますので、その方向で検討したいと思います。

C委員： はい、わかりました。

会 長： そのほか、予算関係でご質問、ご意見ございますでしょうか。

B委員： 視覚障害者が同行援護に全面移行になったのですが、負担金は国が決めているから、なかなか枚方市が変えることができないと思うのですが、やっぱり、その身体を伴うということになると、1時間400円負担要るんですね。それで1日5時間外出すると、2,000円ということになって、50時間もらっているうちの、25時間弱使うと、その限度額の9,300円になってしまいます。毎月、毎月、ほとんどそういう9,300円払う方たちが増えてきているので、どうしても負担が大きいという声が出ています。国を変えることはできないと思うんですけど、枚方市独自で補助金を出していただくような考えはありますか。検討していただきたいと思いません。

会 長： これは全ての事業にかかわる問題ですので、特定の事業だけという話ではないと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

事務局： 以前から視覚障害の団体等、当事者の方からそういったご意見が寄せられておまして、市としては周辺自治体などからの情報収集を行った結果、市独自でそういう助成施策をされているところはないということがわかりました。あとこれも介護給付費、ホームヘルプ等の一つのサービスになっておまして、なかなか同行援護だけ取り出して助成策を打ち出すというところも、現時点ではかなり困難な状況であるというふうには考えております。ただ、ご意見としては賜っておきます。

B委員： 実際にやっている市があるんです。

会 長： 例えば具体的にはどの市ですか。

B委員： 貝塚とか。

会 長： 貝塚市ですか。

B委員： 出ているところがあると思います。2,000円なり3,000円なりですので。そういうことも、皆さんよく言っていますので、またご検討してください。

会 長： それでは、事務局の方で、また意見を踏まえて検討していただきたいなと思いますので、よろしく願います。

ほかいかがですか。

特にこれで予算関係の質問はないようですので、案件4、その他についてよろしいでしょうか。

では、事務局から、案件4、その他につきまして、ご説明していただきたいと思います。

事務局： 案件ということではございませんが、本市におきましては、平成26年4月1日に、現在の特例市から中核市への移行を予定しているところでございます。そして中核市となりますと、社会福祉審議会の設置が必須となります。この社会福祉審議会におきまして、障害福祉専門分科会を設置することも必須となります。社会福祉審議会の障害福祉専門分科会の委員構成につきましては先進都市の事例等を含め、庁内調整等行っていくこととしております。

ですので、現時点ではその更新日は未定となっておりますが、6月30日での今の委員の皆様が切れますので、次期の委員の障害者施策推進審議会の任期といたしましては、26年4月からの中核市移行を見据えまして、26年3月末までとさせていただきますところでございます。

その形で、現在、委員の団体推薦依頼等させていただいているところですので、その辺については、御了承よろしく願いいたします。

それでは本委員での審議会は本日最終でありますので、結びに当たりまして、障害福祉室長のほうから、挨拶をお願いいたします。

室長： 本日は足元の悪い中ご出席いただき、また各案件につきましてそれぞれ熱心にご審議いただき、またご意見をいただきましてありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、今後の障害福祉施策の推進の参考とさせていただきますと思います。

本審議会の委員の皆様がの任期についてでございますが、審議会といたしましては今回が初めてとなりますが、任期につきましては、障害者施策推進協議会を引き継ぐ形となっておりますので、本年6月30日をもって任期満了となります。現在、次期委員の推薦につきましては、各団体をお願いしているところでございます。

委員の皆様には、2年間にわたり、本市の障害福祉施策についてご審議いただきまして、ありがとうございます。今後ともそれぞれのご専門分野から、障害福祉行政へのご教示をいただきますことをお願いいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

会長： ありがとうございます。何かご意見、そのほかございませんでしょうか。

A委員： 済みません、最後に。先日通りました、障害者差別解消法という、これは障害当事者の悲願であった法律で、国際条約を批准するにも、この国内法規の整備というふうな形で作られたものだと思います。

それが具体的に各地域で展開するには、単に解消法だけで、国の法律だけではなくて、市町村、都道府県でのレベルでの条例がきちんと整っていないと、いわゆる絵にかいた餅に終わりがねません。

ですから、枚方市としても中核市に向けてそういうふうな条例を、きちんと差別

解消法を受けて作っていくという方向を、ぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

会 長： ぜひよろしくお願いします。事務局、何かご意見は。

事務局： 以前からいただいているご要望ですので、検討してみます。

会 長： よろしくお願いします。

### 3 閉会

会 長： では、長時間にわたりましてご審議していただきました。ありがとうございました。審議会を終了いたします。